

沿岸広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年9月11日

沿岸広域振興局長 村上 聡

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 釜石遠野線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市橋野町第41地割55番3地先から51番1地先まで	新	m 124.2～13.6	m 328.2
	旧	19.1～11.6	328.2
釜石市橋野町第41地割10番地先から49番1地先まで	新	51.4～14.5	26.8
	旧	14.8～14.4	26.8
釜石市鶴住居町五丁目707番地先から第12地割48番12地先まで	新	16.9～10.6	95.5
	旧	14.5～10.1	95.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 令和8年9月11日から同年10月13日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 普代小屋瀬線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字折壁15番13地先から10番1地先まで	新	m 11.6～7.0	m 111.3
	旧	9.2～6.6	111.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 令和8年9月11日から同年10月13日まで